



# 近江八幡市議会の概要



水郷地帯（全国初の重要文化的景観）を遊覧する手漕ぎ和船



沙沙貴神社となんじゃもんじゃの木



琵琶湖で最大の有人島である沖島



スペイン・セビリア万博（1992年）に復元展示された安土城天主閣

## 《近江八幡市の誕生》

近江八幡市は、平成 22 年 3 月 21 日、旧近江八幡市と旧安土町が合併して誕生しました。

旧安土町は、さかのぼること天正 4 年（1576 年）に織田信長公が安土山に五層七重の安土城を築城し、天下布武を目指した地でありました。

信長公は楽市楽座令を出して商業を活性化させるだけでなく、街道の 1 里（約 4 km）ごとに樹木を植えて行軍の目印とするなどの土木事業にも力を注いでいたと言われています。

しかし、本能寺の変で信長公が討たれ、安土城だけでなく安土山下町中に火が放たれましたが、3 年後の天正 13 年（1585 年）、豊臣秀次公が八幡山に築城した八幡山城の城下に安土の町衆を引き連れていったと言われています。

碁盤の目状に区画整理された八幡山下町中では楽市楽座が継承され、琵琶湖を行き交う商船はすべて八幡堀を通ることを義務づけるなど、自由商業都市を目指しましたが、謀反の罪を負わされてわずか 5 年で城主の座を明け渡すこととなりました。

八幡山城でも城主を早くに失いましたが、日本国内だけでなく海外にも商いの手を広げた八幡商人（近江商人）を輩出するなど、商業を中心とするまちづくりが行われてきました。

このように織田信長公と豊臣秀次公という歴史的な人物が築き上げたまちは、時代を超えてひとつとなり、新たな一歩を歩みだしました。



**人がつながり 未来をつむぐ  
「ふるさと近江八幡」をめざして**

近江八幡市第 1 次総合計画（平成 31 年 3 月策定） 《将来のまちのすがた》

本市では、全国の自治体に先駆けて、2017 年（平成 29 年）4 月に「近江八幡市 SDGs 推進本部」を設置し、各分野における持続可能なまちづくり事業の推進を図っているところであり、総合計画においても計画を進める上での基本姿勢に位置づけています。

※ SDGs : 2030 年に向けての行動計画として国連サミットが採択した 17 の持続可能な開発目標

## 《国際交流都市・国内交流都市》

### ◆国際交流

#### 【姉妹都市】

アメリカ合衆国ミシガン州グランドラピッズ市（昭和 61 年 8 月 4 日調印）

大韓民国慶尚南道密陽市（平成 6 年 12 月 1 日調印）

イタリア共和国マントヴァ市（平成 17 年 2 月 20 日調印）

#### 【兄弟都市】

アメリカ合衆国カンザス州レブンワース市（平成 9 年 2 月 1 日調印）

### ◆国内交流

#### 【夫婦都市】

静岡県富士宮市（昭和 43 年 8 月 3 日調印）

#### 【姉妹都市】

北海道松前郡松前町（昭和 59 年 10 月 3 日調印）

#### 【友好都市】

北海道檜山郡上ノ国町（平成 9 年 11 月 1 日調印）

## 1. 近江八幡市の概況

### ① 位置と地勢

滋賀県のほぼ中心に位置し、北は琵琶湖、東は東近江市、南は竜王町、西は野洲市に接しています。また琵琶湖で最大の有人島である沖島（沖ノ島）があります。

面積は 177.45 km<sup>2</sup>（内 琵琶湖水面 76.03 km<sup>2</sup>を含む）で滋賀県全体の 4.4%を占めます。市域には、北部に長命寺山、八幡山、東部に安土山、織山（きぬがさやま）、箕作山（みつくりやま）、南部に瓶割山（かめわりやま）、雪野山など、標高 200～400mの美しい山々があり、市域の中央部に白鳥川、東部に蛇砂川、長命寺川、山本川、西端に日野川が流れ、それぞれ琵琶湖に流入しています。

北東部に広がるラムサール条約の登録湿地である西の湖は、琵琶湖で最も大きい内湖であり、ヨシの群生地である水郷地帯は琵琶湖八景の一つに数えられ、水と緑に恵まれた美しい風景と歴史風土に恵まれた地域です。

### ② 交通の状況

鉄道は、市域の中央部に J R 東海道本線（琵琶湖線）、近江鉄道がとおり、J R 安土駅、J R 近江八幡駅、J R 篠原駅の 3 駅は、東近江地域の玄関口となっています。幹線道路は、市域の南側に国道 8 号、中央部に主要地方道大津能登川長浜線、琵琶湖岸にはさざなみ街道（湖周道路）などがあります。

### ③ 歴史文化

この地は古くから農業を中心に栄え、古く弥生時代の農耕集落「大中の湖南遺跡」、そして中世城郭を代表する日本最大の山城「観音寺城跡」、天下の名城「安土城跡」など、各時代を代表する国の史跡が点在しています。【財）日本城郭協会の「日本の 100 名城」に認定】

さらに近江風土記の丘、美しい水郷の風景が広がる西の湖、近江商人のまちなみなどの伝統的な建造物（重要伝統的建造物群保存地区）など数多くの歴史遺産があり、「沙沙貴まつり」や「左義長まつり」など、城下町の薫り高い伝統文化が脈々と受け継がれています。さらには、江戸と京都を結ぶ幹線であった中山道、朝鮮通信使が通った朝鮮人街道沿いにできた街道文化や景観は、今日も各所で受け継がれています。

なお、八幡堀と西の湖一帯は「近江八幡の水郷」として重要文化的景観の全国第一号に選定されています。

#### ④ 人口・世帯数の状況

過去の人口推移をみると、高度経済成長にともない昭和 45 年以降に急激な人口増加が始まりましたが、平成 22 年の国勢調査をピークに平成 27 年の国勢調査以降、しばらく減少が続いていました。近年はやや回復傾向にあります。

また年齢構成をみると、全国傾向と同様に急速な高齢化が進展し、令和 2 年には 65 歳以上人口の割合は 28.0%となり、今後も増加が予想されます。

世帯数についても全国傾向と同様に核家族化が進み、増加傾向にあります。

#### ■ 国勢調査での人口・世帯数の推移

	15 歳未満	15～64 歳	65 歳以上	合計	世帯数
平成 17 年	11,492 人	53,506 人	15,316 人	80,610 人	26,970
	14.3%	66.4%	19.0%	100.0%	
平成 22 年	11,614 人	52,044 人	17,610 人	81,738 人	28,617
	14.2%	63.7%	21.5%	100.0%	
平成 27 年	11,752 人	48,372 人	20,726 人	81,312 人	29,784
	14.5%	59.5%	25.5%	100.0%	
令和 2 年	11,335 人	46,578 人	22,493 人	81,122 人	31,403
	14.1%	57.9%	28.0%	100.0%	

\* 総人口は、年齢不詳を含むため、年齢 3 区分人口と一致しません。

令和 7 年 4 月 1 日現在（住民基本台帳調べ）

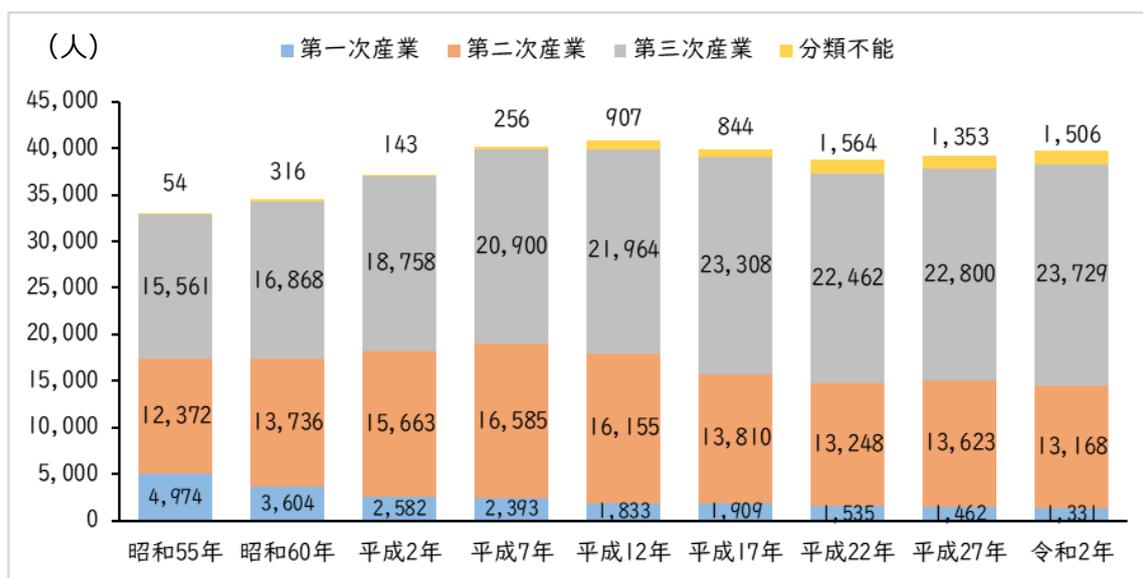
人 口	81,742 人（男性 40,174 人：女性 41,568 人）
世帯数	36,170 世帯

## ⑤ 産業の動向

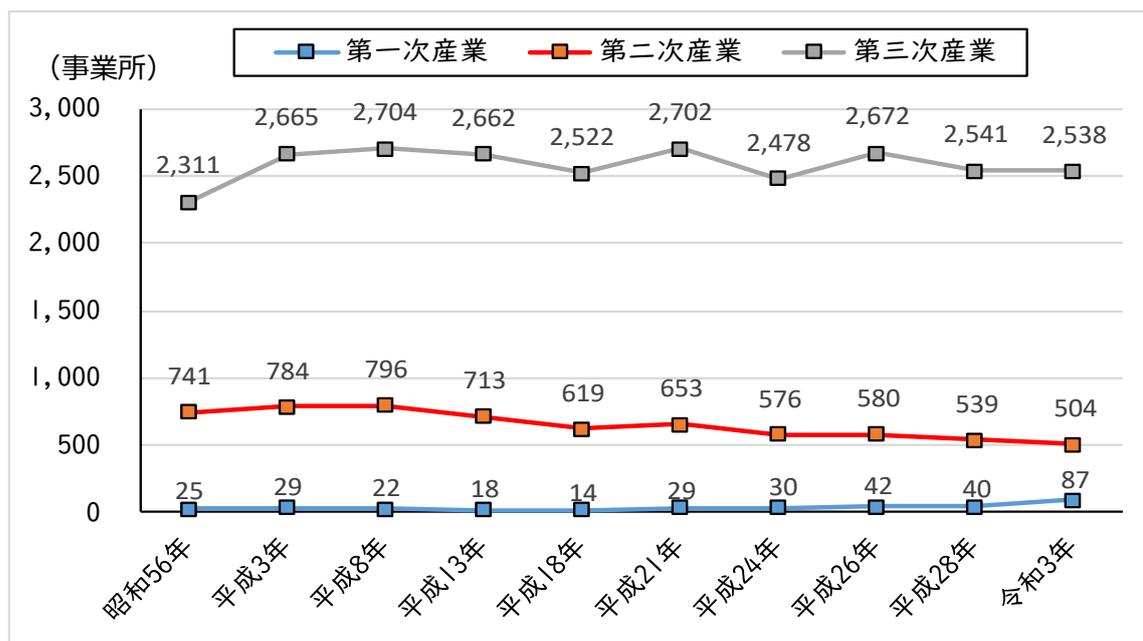
### (ア) 産業別就業人口（資料：国勢調査）

就業人口は平成 12 年国勢調査をピークに減少傾向にあるものの、全国傾向と同様に高齢化が進んでいることが推測されます。産業別就業人口においては、第二次産業就業者数は大きな変化はありませんが、第三次産業は増加しています。第一次産業は平成 17 年度に持ち直しましたがその後減少傾向にあります。

#### ■ 産業別就業人口



#### ■ 事業所数の推移



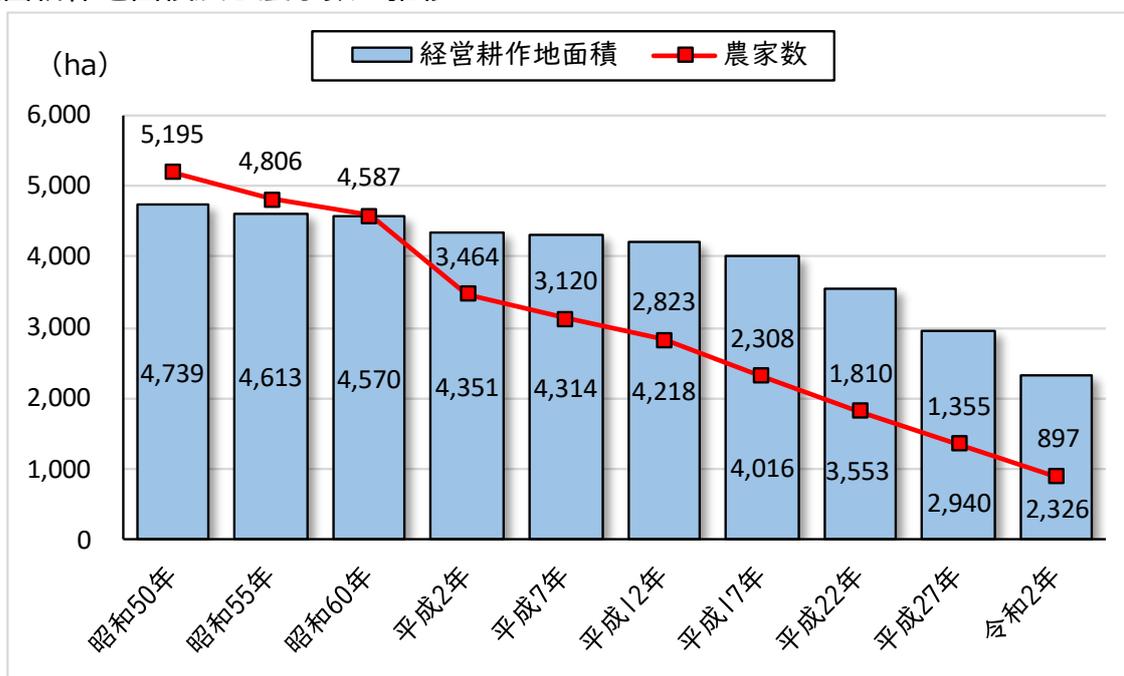
(イ) 農業・漁業（資料：農林業センサス）

農業は、北部の干拓地や広範囲に広がる優良農地を背景に、水稻、畜産などを中心として発展してきましたが、農家数は減少を続け、令和2年では897戸となっています。

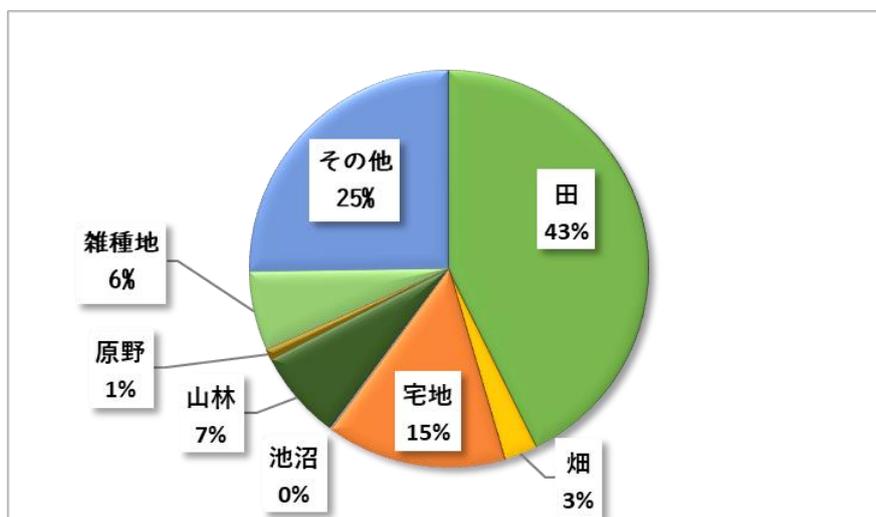
経営耕地面積も減少していますが、農業従事者数の減少の方が顕著であり、農家一戸あたりの経営耕地面積は増加しています。

また、本市は琵琶湖で最大の漁獲高を誇る沖島をはじめ複数の漁業協同組合がありますが、いずれも高齢化及び後継者不足により経営体数及び従業者数は減少しています。

■ 経営耕作地面積及び農家数の推移



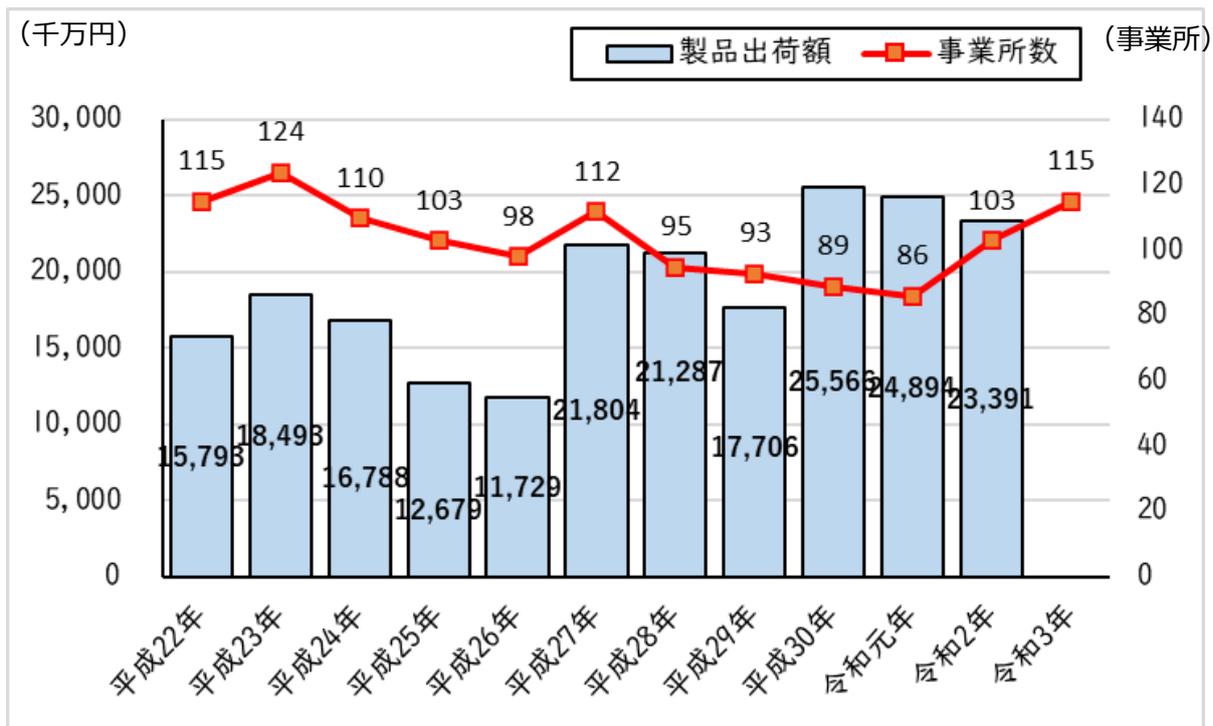
■ 土地利用の状況（令和6年1月1日時点）



(ウ) 工業（資料：工業統計調査、経済センサス活動調査）

工業は、主に国道8号沿いの工業団地を中心に構成されており、工業の事業所数は平成27年から減少傾向にありましたが、令和元年より徐々に増加しています。製造品出荷額は平成30年に増加しましたが微減となっています。

■ 製造品出荷額の推移



※令和3年度の製品出荷額はデータ未集計

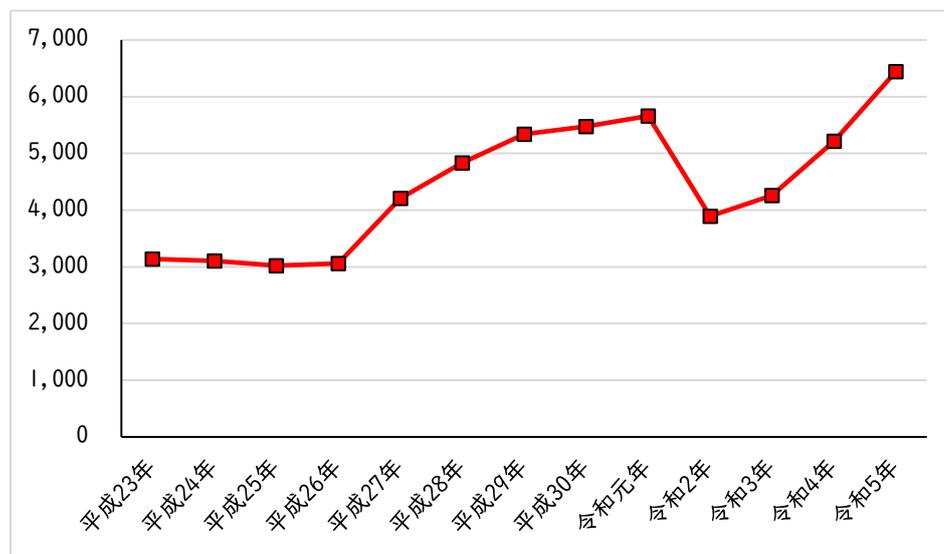
## (工) 観光（資料：滋賀県観光入込客統計調査書）

ラムサール条約の登録湿地である琵琶湖や西の湖に代表される豊かな自然、近江商人ゆかりの八幡堀や重要伝統的建造物群保存地区、多くの神社仏閣や安土城跡などの歴史文化遺産に恵まれ、また、近江牛や琵琶湖の湖魚料理の一つであるふなずしなど特産物も多い地域です。

近年は、NHK大河ドラマや民放テレビ局のドラマの舞台に取り上げられることも多く、多くの観光客がこの地域を訪れますが、平成21年以降は、若干の減少傾向にありましたが、平成27年に新たな購買施設がオープンし、大幅増となりました。また、NHK大河ドラマに関連付けた滋賀県観光キャンペーンの展開等により、近年は増加傾向にありましたが、令和2年は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、大幅な減少となりました。しかし、令和5年に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した後は、観光客数はコロナ禍前より増加しています。

### ■ 観光客入り込み客数の推移

(千人)



## 2. 近江八幡市議会の概要

- ◆議員の定数 22人  
現員数 21人

- ◆会派別・党派別議員数 (令和7年4月1日現在)

会 派	人 員	会 派	人 員
創 政 会	8人	日 本 共 産 党	2人
政 翔 会	4人	チ-ムはちまん	1人
育 政 会	3人	凜 成 会	1人
公 明 党	2人		

- ◆常任委員会等

委 員 会 名	定 数	所 管 事 項
総務常任委員会	7	総合政策部・総務部・安土町総合支所・会計管理者・監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会・総合医療センターの所管に属する事項及びその他の委員会に属さない事項。
教育厚生常任委員会	7	福祉保険部・子ども健康部・教育委員会の所管に属する事項。
産業建設常任委員会	7	市民部・都市整備部・産業経済部・水道事業所・農業委員会の所管に属する事項。
予算常任委員会	22	一般会計予算に関する事項

議会運営委員会	7	地方自治法第109条の第3項に掲げる事項
---------	---	----------------------

◆常設委員会

広 報 広 聴 委 員 会	1 1	市議会の活動及び審議状況を市民に周知するため、また、市民参加および市民との連携の充実をはかるために設置
---------------	-----	---

◆特別委員会

市庁舎整備等特別委員会	1 1	市庁舎及び周辺整備に係る取り組みを検討するために設置
議会改革特別委員会	1 1	議会改革に関する調査研究のために設置

◆会議録・議会報

会 議 録	16部を作成し、各部・情報公開コーナー・支所等に配布のほか、インターネットによる公開を実施（会議録検索システム）。
議会だより	年4回、市の広報紙に折込みのうえ全戸配布（30,200部） A4判 全面4色刷 20ページ（発行ごとに変更される場合あり） 市ホームページにも掲載。
議会中継等	生 中 継…①（株）ZTVの行政チャンネルで生中継 ② YouTubeによるネット配信 〔①平成24年第1回6月定例会から実施〕  録画放送…①（株）ZTVの行政チャンネルで録画放送 ② 会議録とリンクさせ、ネット上での録画配信 〔①平成24年第1回6月定例会から実施〕  そ の 他…閉会后、（株）ZTVの行政チャンネルで定例会の概要報告の番組を放映

◆議会報告会

近江八幡市議会基本条例に基づき、市民に開かれた議会とするため、議会報告会を開催しています。

回	開催日	開催内容	参加人数	概要
16	令和7年 3月29日(土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カフェコーナー</li> <li>・各常任委員会報告会</li> <li>・市政に関するシールアンケート等</li> <li>・クラフトコーナー</li> </ul> 会場：イオン近江八幡ショッピングセンター1番街1階セントラルコート	-	令和6年度の議会報告会は、昨年度と同様に「ぎかいカフェ」としてカフェ方式で開催しました。オープニングイベントではひよこだんすくらぶによるパフォーマンスの披露と国スポ・障スポの紹介を行い、各常任委員会委員長から活動報告やディスカッションなどを実施しました。
15	令和6年 3月30日(土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カフェコーナー</li> <li>・市政に関するシールアンケート等</li> <li>・スポーツ体験コーナー</li> </ul> 会場：イオン近江八幡ショッピングセンター1番街1階セントラルコート	-	令和5年度の議会報告会は、市議会を身近に感じてもらうために、「ぎかいカフェ」としてカフェ方式で開催しました。議員が市民の皆さまにボードを用いて質問をするシールアンケート等や意見交換会を行いました。また、2025年に国スポ・障スポが開催されることにちなみ競技の体験コーナーを設置しました。
14	令和4年 10月15日(土) 10月16日(日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各常任委員会報告</li> <li>・市政に関するアンケート</li> </ul> 会場：平和堂篠原店前 近江八幡駅北口 安土フレンド마트前 近江八幡駅南口	-	令和4年度の議会報告会は、広聴に重点を置いて、議員が街頭に出向き実施しました。各常任委員会からの報告の後、財政、医療、教育、子育て、防災、環境等の中から、関心の高いテーマを選択いただき、市政に関するご意見をお聞きしました。
13	令和3年 11月14日(日) 11月21日(日)  令和4年 2月17日(木) ～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民アンケート調査 子育て世代を中心に市政に関するアンケートを実施</li> <li>・YouTubeでの動画配信及び市議会ホームページに掲載 1年間の議会活動の報告</li> </ul>	-	令和3年度の議会報告会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、密を避け屋外において、議員が市民の皆さまにボードを使用して質問をするアンケート形式で行いました。また、年度末には1年間の議会活動の内容について、YouTube配信と本市議会のホームページに掲載しました。
12	令和3年 2月16日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・YouTubeでの動画配信 本市議会の紹介及び市内中学校の生徒会からの質問・意見についての回答等</li> </ul>	-	令和2年度の議会報告会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、従来の対面方式での開催を変更し、市内中学校(5校)の生徒会から事前に議会に対する質問・意見を受け、その内容に対する回答を収録し、YouTubeで配信することとしました。

◆報酬費用弁償等

(1) 報酬

(単位：円)

施行日 職名	新市発足当初 (H22.3.21 合併)	H23.5.1～ (H22.12.20 議決)	R5.8.1～ (R5.7.13 議決)
議長	440,000	455,000	475,000
副議長	387,000	400,000	412,000
議員*	350,000 (185,000)	360,000	376,000
市長	840,000	880,000	880,000
副市長	710,000	730,000	730,000
教育長	670,000	685,000	685,000

\*：合併当初は旧市の議員報酬と旧町の議員報酬が異なっていましたが、平成23年1月1日から350,000円に統一されました。《H22.12.20 議決》

(2) 研修旅費

委員会	金額等
常任委員会	年間1人当たり 70,000円以内
特別委員会	年間1人当たり 30,000円以内
議会運営委員会	年間1人当たり 50,000円以内

(3) 政務活動費

年間1人当たり 240,000円

各会派に半期毎に前払いで支給。(1人会派も認める。)

収支報告書をホームページで公開

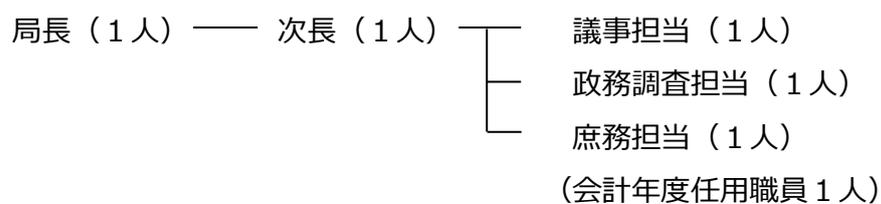
(4) その他費用弁償

支給なし

◆質疑・質問

- (1) 発言日数 議会運営委員会において、その都度協議
- (2) 発言区分 代表質問および個人質問
- (3) 発言者数 代表質問 2名以上の会派で1名以内  
個人質問 すべての議員（代表質問をした議員は除く）
- (4) 発言時間 代表質問 1会派につき30分+会派員数×5分  
個人質問 1名につき30分以内
- (5) 発言順序 定例会・臨時会
- 代表質問 多数会派より  
\*ただし、同一人数の会派が2以上ある場合の順序は、  
当該会派ごとの輪番制。  
個人質問 抽選

◆事務局体制



## 近江八幡市議会基本条例

平成 23 年第 1 回市議会定例会（3 月）において議員提案により「近江八幡市議会基本条例」が全会一致で可決され、4 月 1 日から施行されました。

また、条例制定から 10 年以上経過していることより、令和 5 年から検証及び見直しを進め、新たに災害時の議会対応や情報通信技術の活用について規定するとともに、文言等の見直しを加え、令和 7 年 4 月 1 日に改正を行いました。

### 条例の組み立て

前文

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 議会及び議員の活動原則（第 2 条－第 5 条）

第 3 章 市民と議会の関係（第 6 条・第 7 条）

第 4 章 議会と行政の関係（第 8 条－第 11 条）

第 5 章 討論の尊重（第 12 条）

第 6 章 委員会の活動（第 13 条）

第 7 章 議会及び議会事務局の体制整備（第 14 条－第 18 条）

第 8 章 政務活動費（第 19 条）

第 9 章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第 20 条－第 22 条）

第 10 章 他の条例との関係及び見直し手続（第 23 条－第 25 条）

#### ➤ 議会の市民参加

市民が意見を述べることのできる懇談会、議会報告会等を開催し、市民との意見交換により政策提案の拡大を図ること。

#### ➤ 議員の質問に対する市長等の「反問」

本会議等において、議論の争点や論点を明らかにし、市民等にわかりやすい議論とするため、市長等が質問の趣旨等の確認のため、議長の許可を得て逆に質問ができること。

#### ➤ 議員間の自由討議

現在でも行われていますが、今後さらに活発な自由討議が重要であるとの考えから、議員間の自由討議を明確にしたこと。

#### ➤ 執行機関に政策の立案・提案を行うとともに、市民に開かれた議会を目指す

議会は、市民の多様な意見を市政に反映させるため、積極的に施策の立案及び提案を行うこと。また、公正性・透明性が確保され、市民に開かれた議会を目指す。

#### ➤ 会議は公開

議会は、活動に関する情報を積極的に市民に公表し、透明性を高めるため、本会議のほか全ての会議を原則公開する。ただし、議長等が非公開と決定したときはこの限りでない。

## 近江八幡市議会議員政治倫理条例

平成 31 年第 1 回市議会定例会（3 月）において議員提案により「近江八幡市議会議員政治倫理条例」が全会一致で可決され、4 月 1 日から施行されました。

### 条例の組み立て

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 議員の責務
- 第 3 条 政治倫理の宣誓
- 第 4 条 政治倫理基準
- 第 5 条 審査の請求
- 第 6 条 審査会の設置
- 第 7 条 委員長等
- 第 8 条 会議
- 第 9 条 専門的知見の活用
- 第 10 条 議員の協力義務
- 第 11 条 審査会の審査
- 第 12 条 審査の報告及び公表
- 第 13 条 審査後の措置
- 第 14 条 その他

#### ➤ 目的

近江八幡市議会議員が市民の厳粛な信託により付託を受けたものとして、議員の権限及び影響力を不正に行使することがないように、二元代表制の原則のもと公平で公正な民主主義を体現する者としての自覚を持って、議員の倫理意識の向上及びその確立に努めることを目的とする。

#### ➤ 議員の責務

議員は、市民全体の代表者として、市民の倫理及び良心の模範となるように努めるとともに、その役割及び社会に対する責任を深く自覚しなければならない。

#### ➤ 政治倫理の宣誓

議員は、政治倫理に関する研修を受け、議員政治倫理条例を遵守する宣誓書を議長に提出。

#### ➤ 政治倫理基準

議員が遵守しなければならない政治倫理の基準を規定。上位法の遵守とともに、地位を利用した金品等の授受、職員の採用及び異動等の関与、人権侵害及び議員の品位を貶めるような行為、公租公課等の滞納、役員就任にかかる利益誘導等、特定の者に対する有利な働きかけ、公正な職務執行を妨げる不当な行為等の行為を行わないこと。

➤ **審査の請求**

政治倫理基準に違反する疑いがある議員があるときは、議員定数の3分の1以上（8名以上）の連署で、議長に対して審査を請求できる。議長は、議員政治倫理審査会に審査を付託する。

➤ **審査会の設置**

審査会は議員定数の3分の1以上（8名以上）で構成され、委員は議員の中から議長が指名。審査の請求をした議員は委員になることができない。

➤ **委員長等**

審査会は委員長及び副委員長は委員の互選。

➤ **会議**

審査会の会議は委員長が招集し議長となる。会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

➤ **専門的知見の活用**

必要がある場合は、学識経験者等に審査請求事案を調査できる。

➤ **議員の協力義務**

審査の対象とされた議員は、審査会又は学識経験者等から請求があるときは審査に係る資料と提出し、説明する等の協力義務を規定。

➤ **審査会の審査**

審査会は、審査の請求に対し、その適否及び政治倫理基準に違反する行為の存否について審査する。会議は公開とするが、出席委員の過半数の同意により、会議を非公開とすることが可能。

➤ **審査の報告及び公表**

審査会は、請求された審査の事案の審査を終えたときは、議長にその結果を報告する。議長は、その概要を公表する。

➤ **審査後の措置**

議会は、審査の報告を尊重する。審査対象議員は、その報告を厳粛に受けとめ、市民及び議会に対し信頼回復のために必要な措置を講じなければならない。

➤ **その他**

条例施行に必要な事項は、議長が規則で定める。

## 近江八幡市議会業務継続計画（議会BCP）

市議会において、大規模災害または感染症の大規模流行等が発生した際、市災害対策本部と連携し、市民の安全・安心の確保や被害の拡大防止、議会機能の早期回復を図ることを目的に、二元代表制の一翼を担う議会及び議員の対応について必要な事項を定めた「近江八幡市議会業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」を令和4年2月に策定しました。

### 計画の主な内容

- 1 目的
- 2 対象とする災害等
- 3 災害時の議会及び議員の役割
- 4 災害等発生時の議会・議員等の行動基準
- 5 業務継続計画行動基準
- 6 業務継続（感染防止）体制の構築
- 7 感染予防対策について
- 8 感染者及び濃厚接触者に関する対応と情報公開
- 9 議員等が被災又は感染した場合の議会運営
- 10 議会BCPの弾力的な運用
- 11 議会BCPを運用するための環境整備
- 12 議会BCPの見直し

### <目的>

大規模災害などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた市議会業務継続計画を策定するものである。

- 大規模災害発生時における議会、議員の役割を明確にする。
- 大規模災害等が発生して人員、物、情報等の不足といった制約がある中でも、議会としての初動期の行動基準、災害対策活動の支援、議会機能維持手順を予め定めておき、災害等発生時においても議会機能を果たすことができるようにする。
- また、議員や事務局職員が感染症に感染した場合、感染のおそれがある場合に取りべき対応を明確にする。

### <計画の概要>

#### ➤ 災害発生時の議会及び議員等の役割と行動基準

##### ○議会、議員の役割

議会は、様々な災害等の種別、時期や程度を想定し、その対応が図れるよう体制を整

える。議員は災害発生時には地域の一員として救援・救護などの初動対応に従事する。

○市との連携・協力

災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは行政であり、行政が初動及び応急対応にできるよう配慮が必要である。議会は、自らの役割を踏まえ、議会内の体制整備と併せて市との協力、連携体制を構築する。

○議会災害連絡会議の設置

議長の判断により対策連絡会議を設置し、会議構成員を招集する。議員からの情報提供、収集事項は災害連絡会議が集約する。

○安否確認方法と確認事項

議員は、自身や家族等の安全を確保し、自身の安否とその居所及び連絡先等を事務局に連絡する。

○災害発生時期に応じた活動内容の整理

災害時及び感染症の発生段階の定義、行動基準、行動内容、参集時の判断基準など具体的に明記し、迅速な行動を図る。

➤ **会議運営の判断基準及び対応**

議員及び事務局職員が被災あるいは感染した場合の行動と本会議、臨時会、委員会等の会議運営の対応を明記する。

➤ **審議を行う環境の確保・整備**

審議を継続するため、庁舎、通信設備、情報システム、備蓄品など課題を明記し、計画的に整備を図る。

### 3. 令和7年度予算規模

#### ＜＜ 会計別予算額 ＞＞

(単位：千円、%)

区 分	令和7年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	比 較	
			増 減 (A-B)	伸 率
一 般 会 計	53,000,000	43,000,000	10,000,000	23.3
国民健康保険特別会計	8,070,000	8,210,000	△ 140,000	△1.7
介護認定審査会共同設置事業特別会計	36,800	35,500	1,300	3.7
介護保険事業特別会計 ( 保 険 事 業 勘 定 )	7,080,000	6,860,000	220,000	3.2
介護保険事業特別会計 ( サ ー ビ ス 事 業 勘 定 )	12,500	10,400	2,100	20.2
文化会館事業特別会計	117,000	89,000	28,000	31.5
後期高齢者医療特別会計	1,327,000	1,294,000	33,000	2.6
特別会計 小 計	16,643,300	16,498,900	144,400	0.9
水道事業会計	3,239,261	3,441,554	△ 202,293	△5.9
下水道事業会計	4,391,657	4,170,887	220,770	5.3
病院事業会計	18,820,978	18,100,668	720,310	4.0
企業会計 小 計	26,451,896	25,713,109	738,787	2.9
合 計	96,095,196	85,212,009	10,883,187	12.8

<< 一般会計 歳入内訳 >>

(単位：千円、%)

区 分	令和7年度		令和6年度		比 較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減	伸 率
市 税	11,854,000	22.4	11,262,000	26.2	592,000	5.3
個人市民税	4,356,000	8.2	3,882,000	9.0	474,000	12.2
法人市民税	651,000	1.2	651,000	1.5	0	0.0
固定資産税	5,393,000	10.2	5,273,000	12.3	120,000	2.3
軽自動車税	303,000	0.6	296,000	0.7	7,000	2.4
市たばこ税	460,000	0.9	480,000	1.1	△ 20,000	△ 4.2
入湯税	13,000	0.0	13,000	0.0	0	0.0
都市計画税	678,000	1.3	667,000	1.6	11,000	1.6
地方譲与税	229,000	0.4	231,000	0.5	△ 2,000	△ 0.9
利子割交付金	5,000	0.0	5,000	0.0	0	0.0
配当割交付金	47,000	0.1	44,000	0.1	3,000	6.8
株式等譲渡所得割交付金	20,000	0.0	20,000	0.0	0	0.0
法人事業税交付金	190,000	0.4	180,000	0.4	10,000	5.6
地方消費税交付金	1,880,000	3.5	1,800,000	4.2	80,000	4.4
環境性能割交付金	35,000	0.1	35,000	0.1	0	0.0
地方特例交付金	90,000	0.2	493,000	1.1	△ 403,000	△ 81.7
地方交付税	6,250,000	11.8	6,200,000	14.4	50,000	0.8
普通交付税	5,650,000	10.7	5,600,000	13.0	50,000	0.9
特別交付税	600,000	1.1	600,000	1.4	0	0.0
交通安全対策特別交付金	8,000	0.0	10,000	0.0	△ 2,000	△ 20.0
分担金及び負担金	149,694	0.3	218,866	0.5	△ 69,172	△ 31.6
使用料及び手数料	620,388	1.2	620,790	1.5	△ 402	△ 0.1
国庫支出金	7,488,866	14.1	6,312,338	14.7	1,176,528	18.6
県支出金	4,166,972	7.9	3,343,435	7.8	823,537	24.6
財産収入	346,874	0.6	370,751	0.9	△ 23,877	△ 6.4
寄附金	2,022,078	3.8	2,011,640	4.7	10,438	0.5
繰入金	10,337,244	19.5	5,297,200	12.3	5,040,044	95.1
財政調整基金繰入金	2,200,000	4.2	980,000	2.3	1,220,000	124.5
減債基金繰入金	870,000	1.6	50,000	0.1	820,000	1,640.0
公共施設等整備基金繰入金	2,787,144	5.3	725,834	1.7	2,061,310	284.0
ふるさと応援基金繰入金	4,005,967	7.6	3,048,667	7.1	957,300	31.4
その他の基金繰入金	449,579	0.8	467,282	1.1	△ 17,703	△ 3.8
特別会計繰入金	24,554	0.0	25,417	0.0	△ 863	△ 3.4
繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
諸収入	813,983	1.5	772,179	1.8	41,804	5.4
市債	6,445,900	12.2	3,772,800	8.8	2,673,100	70.9
うち臨時財政対策債	0	0.0	100,000	0.2	△ 100,000	皆減
歳入合計	53,000,000	100.0	43,000,000	100.0	10,000,000	23.3

<< 一般会計 歳出内訳 (目的別) >>

(単位：千円、%)

款	令和7年度		令和6年度		比較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減	伸率
1 議会費	243,371	0.5	241,759	0.6	1,612	0.7
2 総務費	14,592,631	27.5	9,050,033	21.0	5,542,598	61.2
3 民生費	18,414,779	34.7	16,780,671	39.0	1,634,108	9.7
4 衛生費	4,103,396	7.7	3,844,216	8.9	259,180	6.7
5 労働費	46,690	0.1	28,768	0.1	17,922	62.3
6 農林水産業費	1,184,757	2.2	943,544	2.2	241,213	25.6
7 商工費	583,838	1.1	349,420	0.8	234,418	67.1
8 土木費	2,745,475	5.2	3,035,431	7.1	△ 289,956	△ 9.6
9 消防費	1,219,813	2.3	1,322,070	3.1	△ 102,257	△ 7.7
10 教育費	6,737,084	12.7	4,959,400	11.5	1,777,684	35.8
12 公債費	3,098,166	5.9	2,414,688	5.6	683,478	28.3
14 予備費	30,000	0.1	30,000	0.1	0	0.0
歳出合計	53,000,000	100.0	43,000,000	100.0	10,000,000	23.3

<< 一般会計 歳出内訳 (性質別) >>

(単位：千円、%)

区分	令和7年度		令和6年度		比較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減	伸率
1 人件費	6,349,149	12.0	5,879,106	13.7	470,043	8.0
2 物件費	8,052,336	15.2	6,319,329	14.7	1,733,007	27.4
3 維持補修費	251,005	0.5	233,658	0.6	17,347	7.4
4 扶助費	11,319,988	21.4	9,799,329	22.8	1,520,659	15.5
5 補助費等	6,651,330	12.5	5,645,514	13.1	1,005,816	17.8
6 普通建設事業費	11,179,237	21.1	6,496,924	15.1	4,682,313	72.1
7 公債費	3,098,166	5.8	2,414,688	5.6	683,478	28.3
8 積立金	2,380,948	4.5	2,279,937	5.3	101,011	4.4
9 繰出金	3,093,612	5.8	2,983,823	6.9	109,789	3.7
10 投資及び出資金	594,229	1.1	912,692	2.1	△ 318,463	△ 34.9
11 貸付金	0	0.0	5,000	0.0	△ 5,000	皆減
12 予備費	30,000	0.1	30,000	0.1	0	0.0
歳出合計	53,000,000	100.0	43,000,000	100.0	10,000,000	23.3
義務的経費 (人件費・公債費・扶助費)	20,767,303	39.2	18,093,123	42.1	2,674,180	14.8
一般行政経費 (物件費・補助費・繰出金等)	21,053,460	39.7	18,409,953	42.8	2,643,507	14.4
投資的経費	11,179,237	21.1	6,496,924	15.1	4,682,313	72.1

<< 年度別市債および基金残高一覧（一般会計） >>

（単位：千円、％）

		令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
市債（借金）	普通債	10,782,761	9,907,200	9,156,736	10,594,733	16,082,159
	災害復旧債	5,625	4,034	2,441	947	422
	赤字補填債	14,373,630	13,064,357	11,918,050	9,836,458	7,851,946
	合計	<b>25,162,016</b>	<b>22,975,591</b>	<b>21,077,227</b>	<b>20,432,138</b>	<b>23,934,527</b>
	伸率	△ 3.5	△ 8.7	△ 8.3	△ 3.1	17.1
	市民1人あたり（円）	307,435	281,326	257,724	249,837	292,663
基金（貯金）	財政調整基金	5,062,152	5,318,848	5,425,637	4,869,992	2,676,794
	減債基金	3,241,996	3,543,633	3,945,339	3,317,509	2,451,314
	特定目的基金	14,757,265	17,068,674	18,749,663	18,630,081	13,757,732
	公共施設等整備基金	4,768,764	5,607,156	6,100,602	5,526,919	2,943,182
	福祉基金	75,837	76,503	76,774	70,322	64,292
	退職手当基金	682,149	682,660	719,158	632,469	763,261
	ふるさと応援基金	8,552,262	8,014,004	9,512,998	10,470,449	8,473,662
	ふるさと創生基金	91,538	91,607	91,673	84,847	74,948
	安土墓地公園基金	40,045	44,326	49,007	49,863	51,068
	歴史まちづくり基金	35,842	35,868	35,894	30,705	30,745
	改良住宅基金	90,747	92,214	94,056	92,375	92,984
	大災害支援基金	75,392	75,449	75,504	75,578	75,662
	農業振興基金	29,988	28,827	28,110	27,150	26,023
	子ども・子育て支援基金	314,701	2,320,060	1,965,887	1,569,404	1,161,905
	合計	<b>23,061,413</b>	<b>25,931,155</b>	<b>28,120,639</b>	<b>26,817,582</b>	<b>18,885,840</b>
	伸率	21.3	12.4	8.4	△ 4.6	△ 29.6
市民1人あたり（円）	281,769	317,515	343,849	327,915	230,929	
人口（人）	81,845	81,669	81,782	81,782	81,782	

※ 令和5年度までは決算、令和6年度は3月補正後予算額（市債は前年度からの繰越分含む）、令和7年度は当初予算での年度末残高見込みです。

※ 人口：各年度末（3月31日）人口（外国人登録者を含む）の合計です。  
：令和6、7年度末は令和6年3月末日現在人口（外国人登録者を含む）としています。

## 令和5年度決算分析指数等

(単位：千円・%)

標準財政規模	19,761,515	実質収支比率	4.6
うち臨時財政対策債発行可能額	182,760	経常収支比率	89.5
基準財政収入額	10,708,290	減税補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源から除いた率	90.3
基準財政需要額	16,733,843		
財政力指数 <small>R3、R4、R5 3力年平均</small>	0.639		
積立 金現在高	財政調整基金	5,425,637	
	減債基金	3,945,339	積立金現在高比率
	その他特定目的基金	18,749,663	地方債現在高比率
土地開発基金現在高	1,159,228		
地方債現在高	21,077,227	債務負担行為額	20,018,542

## 健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率				将来負担比率
			R3、R4、R5 単年度			3力年平均	
令和5年度	—	—	1.1	0.2	0.0	0.4	—
令和4年度	—	—				0.7	—